



火災予防運動を実施

10月15日(水)から31日(金)までの17日間にわたり、全

道一斉に秋の火災予防運動が実施されます。この運動は、秋から冬へと季節が移り変わることで、暖房器具を使用する機会が増え、住宅火災等に繋がるのを防ぐことが目的です。

火災による死者を出さない為に、今一度、家族全員で火気の取扱いについての話し合いや暖房器具等のチェックを行いましょう。

また、飲食店や販売店、宿泊を伴う施設等の防火管理者は、従業員すべてに消防用設備等の取扱いや避難方法について周知徹底を図るなど、万が一の場合に備えましょう。

ストーブなどの
安全な取扱い

これからの季節は、秋から寒さが一段と厳しくなる冬にかけて、ストーブなどの暖房機器を使用する機会が多くなり、火災の発生が心配される時期でもあります。

火災を発生させないように、次



の点に注意しましょう。

使用にあたっての注意事項

・ストーブなどの近くに、紙や衣類など燃えやすいものを置かない。

- ・ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険性があるものを使用しない。
 - ・カーテンなどがストーブに接触しないように、離して使用する。
 - ・ストーブの上方に洗濯物等を干さない。
- 使用方法など

使用方法など

- ・ストーブに灯油を給油する時は、火を消してから行う。
- ・カートリッジタンク式のもの
は、給油後、タンクのふたを
確実に閉める。
- ・煙突は金属の支線等を使用し

て固定する。

- ・就寝時や外出時には、必ず完全に消火していることを確認する。
- ・使用する前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は専門の業者などに修理を依頼して下さい。

住宅用火災警報器を
設置しましょう

住宅用火災警報器の設置により、火災を早期に発見し避難することで、大切な家族を守ることでできます。西胆振消防組合管内では、住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務化されています。

一般住宅の場合はその所有者が、借家やアパートなどの場合は、所有者（管理者）と借受人が協議して設置することになります。寝室及び2階に寝室がある場合は階段の天井部分にも警報器の設置が義務付けられています。また、台所も火を取り扱う場所として熱感知器の設置を推奨します。

ご不明な点がありましたら、
洞爺湖支署(☎76・2119)・
洞爺出張所(☎87・2119)へ
ご相談ください。



平成26年1月1日～

8月31日現在

●火災件数
6件

●救急件数
385件

統一標語

「もういいかい
火を消すまでは
まあだだよ」

西胆振消防組合ではホーム
ページを開設しています

各種試験案内・講習会のお知らせ、住宅用火災警報器設置や消火器点検内容、各種届出・申請様式（ホームページからダウンロードできます）などが掲載されています。

今後、利用者の利便性を考慮しながら内容を充実していきたい。
すので、ぜひ、ご活用下さい。

西胆振消防組合ホームページ
アドレス

<http://www6.ocn.ne.jp/~nfd119/index.html>